

## 改正卸売市場法に定める遵守事項

項目	改正区分	内容	理由
差別的な取扱いの禁止	新規	第8条 市長は、魚市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の魚市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。	法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第3号イ）
	一部改正	第27条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。	法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第5号2）
事業報告書の作成等	新規	第17条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。	法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第5号五）
売買取引の原則	継続	第24条 魚市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。	法定事項のため（改正市場法第13条第5項第5号一）
売買取引の方法	継続	第25条 卸売業者が魚市場において行う卸売については、せり売り又は入札の方法による。ただし、災害が発生した場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、市長がせり売り又は入札の方法により卸売をすることが適当でないと認めて承認したときは、定価売り又は相対売りの方法によることができる。	法定事項のため（卸売市場法第13条第5項第4号イ・同条第5項第5号三）
売買取引条件の公表	新規	第33条 卸売業者は、魚市場における売買取引の条件として、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 営業日及び営業時間 (2) 取扱品目 (3) 生鮮水産物等の引渡しの方法 (4) 委託手数料その他の生鮮水産物等の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額	法定事項のため（改正市場法第13条第5項第5号四）

		<p>(5) 生鮮水産物等の卸売に係る販売代金の支払の期日及び方法</p> <p>(6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及び額（その交付の基準を含む。）</p>	
売買取引の結果等の公表	新規	<p>第35条 卸売業者は、毎開場日、卸売のための販売の開始時刻までに、当日卸売をする物品について、主要な品目の数量を公表するものとする。</p> <p>2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、当日卸売をした物品について、主要な品目の数量及び価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）を公表するものとする。</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額（第33条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を、公表するものとする。</p>	法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第5号（六））
	一部改正	<p>第36条 市長は、第34条第1項の規定による報告を受けたときは、当日の卸売のための販売の開始時刻までに、その日の主要な品目の数量並びに前開場日に卸売がされた主要な品目の数量及び価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）を公表するものとする。</p>	法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第3号（ロ））
決済の方法	一部改正	<p>第37条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、売買仕切書を作成するとともに、当該売買仕切書を添え、現金、送金その他の方法により、卸売をした日から起算して13日以内にその代金（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）を委託者に支払わなければならない。ただし、委託者との間に特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 買受人は、卸売業者から卸売を受けたときは、現金、送金その他の方法により、卸売を受けた日から起算して10日以内にその代金（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）を卸売業者に支払わなければならない。ただし、卸売業者との間に特約がある場合は、この限りでない。</p>	法定事項のため（改正卸売市場法第13条第5項第4号ロ・同条第13条第5項第5号五（一））

報告及び検査	一部改正	<p>第48条 市長は、魚市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、業務者に対し、その業務若しくは財産の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、業務者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	法定事項のため（改正市場法第13条第5項第3号ハ）
指導及び助言	一部改正	<p>第49条 市長は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市長は、魚市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、業務者に対し、その業務に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、魚市場の施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者等に対し、魚市場の施設の使用に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>	法定事項のため（改正市場法第13条第5項第3号ハ）
魚市場秩序の保持	継続	<p>第55条 魚市場へ入場する者は、魚市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、魚市場の秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、魚市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p>	法定事項のため（改正市場法第13条第5項第3号ハ）